

2026年度「JCMクレジット化支援調査事業」 Q&A集(2026年4月24日版)

	質問事項	回答
1	「対象事業」と「提案事業」の違いは何ですか。	公募資料において、「JCMパートナー国において、日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業」を【対象事業】と定義しています。この【対象事業】を対象として、「JCM方法論を開発・適用し、対象事業の温室効果ガス排出削減量を検証し、また、JCM のルールに則り、JCMのプロジェクトサイクルにともなう手続きや業務を実施すること」を【提案事業】と定義しています。 つまり、提案者が独自に実施する【対象事業】がまず存在する必要があるため、本事業では、その【対象事業】をJCMプロジェクト化する一連の業務、すなわち【提案事業】をNEDO委託事業として実施していただくものです。従って、【対象事業】そのものは、NEDO委託事業には含まれませんので十分ご注意ください。
2	「対象事業」の温室効果ガス排出削減量モニタリングのための測定機器が追加で必要となる場合、「提案事業」で調達することは可能ですか。また そのモニタリングに使用する計測機器は、資産計上は必要ですか。	モニタリングのために測定機器が追加で必要となる場合は「提案事業」の範囲として認められる可能性があります。ただし、調査委託契約約款及び調査委託費積算基準には機械装置等の費目がないため、外注費等での対応をご検討ください。外注費での調達の場合は、NEDOの資産としての登録は必要ありません。
3	1社(事業会社or調査会社)による単独提案とし、もう1社(事業会社or調査会社)に再委託してはいけませんか。	調査委託契約約款に基づき、原則として再委託は不可です。応募要件①②の2社は基本的に共同提案者としてNEDOと直接契約する体制を検討してください。どちらか一方が共同提案者としてNEDOと直接契約できない事情や合理的な理由等がある場合、NEDOと個別にご相談ください。
4	NEDO「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」の助成を受けて実施している事業を対象事業として、本事業に応募することは可能ですか。	「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイドンス(改訂版)」(2024年3月25日)の表3-1「日本国政府によるJCMプロジェクトに対する資金支援事業」を活用していない場合、対象となる可能性がありますので、NEDOと個別にご相談ください。
5	対象事業の温室効果ガス排出削減量の基準はありますか。	要件としての下限値は設定していません。ただし対象事業の低炭素技術・システムにより、温室効果ガス排出削減の効果が期待できること、削減量の見通しが明確であること等が審査基準に含まれておりますので、より大きい削減量が期待できることは審査上、有利となる可能性があります。
6	複数国での対象事業を想定した提案は可能ですか。	JCMは二国間事業であり、国が異なれば別個の事業となることから、複数国での対象事業を対象とする提案は認めておりません。
7	PIN提出手続きが正式に導入されていないJCMパートナー国では、PINを作成・提出しなくてもよいですか。	両国政府に民間JCMのプロジェクトを認知してもらう、という意味でもPINの作成は重要です。「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイドンス(改訂版)」(2024年3月25日)のQA集では、PIN提出手続きが採択されていない国についても、「JCMプロジェクトが日本国政府及びパートナー国政府により事前に認知され、将来的なクレジット配分等への不確実性の低減や民間JCMプロジェクトの実施に対する予見可能性の向上のため、基本的にPINの作成をお願いしています。作成したPINはJCM事務局で確認した後、日本政府で確認し、案件の熟度等に応じてパートナー国政府にも共有します。」と記載されています。
8	JCM方法論の作成にあたって遵守すべきルールはありますか。	JCMウェブサイト(https://www.jcm.go.jp/)にて各パートナー国とのRules & Guidelines等が掲載されておりますので、そちらをご参照の上、JCM方法論を作成ください。
9	海外現地法人を共同提案者とした場合、委託費を計上することは可能ですか。また、共同実施者としての参加は認められますか。	海外現地法人を共同提案者(共同契約者)として契約し、費用を支払うことは、公募要領3. 応募要件・実施要件【応募要件】⑥を満たす限り可能です。公募要領をご確認下さい。NEDO委託事業上の事情により、費用等に調整が必要となる場合があります。また、共同実施契約は、再委託と同様と考えており原則不可です。共同提案者(共同契約者)としての参加を検討してください。
10	プロジェクト(対象事業)が既に開始・施工中の場合でも、本事業の対象となりますか。	本事業の目的はJCMクレジットの獲得支援です。従いまして初めに、「プロジェクト(対象事業)」が、政府が作成した「JCM適用基準」に該当する内容であることの確認をお願いします。JCM事業として適用可能であるという前提にて、民間事業として既に開始、もしくは実施契約が締結、開始時期が明確であれば対象となります。ただし、公募要領の記載にありますように、「提案事業」の「対象事業」が「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイドンス」に記載される「日本国政府によるJCMプロジェクトに対する資金支援事業」を「活用しない」事業であることが条件となります。
11	契約期間と事業計画期間はどのように考えればよいですか。NEDOが指定する日から原則4年以内とありますが、本事業の基本計画の有効期間は2027年度末までであり、2027年度以降は延長契約をするということでしたが、2028年度以降も計画を記載する必要はありますか。	採択後の委託契約書の期日は、本事業の基本計画有効期限より2027年度末までとします。その後、基本契約が更新された場合、契約を延長します。但し、採択後の契約締結時の実施計画書には、本事業の2028年度以降の基本契約の更新を前提に、事業内容について、事業全期間分、事業終了までを見据え、記載頂きます。